

京都市告示第476号

農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定に基づき、平成17年4月1日から次のとおり農業委員会を置くことにします。

平成17年3月31日

京都市長 榎本頼兼

| 名 称             | 区 域                               |
|-----------------|-----------------------------------|
| 京 都 市 農 業 委 員 会 | 京都市の区域のうち京北町の区域の編入の日前の同町の区域を除いた区域 |
| 京都市京北農業委員会      | 京北町の区域の編入の日前の同町の区域                |

(産業観光局農林部農業計画課)